

# 特記仕様書

業務名：令和8・9年度 道路側溝清掃業務委託

履行場所：市内一円

履行期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

業務数量：別紙(1)数量総括表のとおり

## 第1条 目的

本業務は、那覇市が管理する市道、里道、農道の側溝等の清掃を適宜行い、道路排水機能の維持を図ることを目的とする。

## 第2条 適用

本特記仕様書は、「令和8・9年度 道路側溝清掃業務委託」に適用する。

## 第3条 用語の定義

監督職員、指示、承諾、協議とは次の定義による。

1. 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。
2. 指示とは、発注者側の発議により監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
3. 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
4. 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

## 第4条 主任技術者及び現場代理人

1. 主任技術者は、業務に関する各種工法・規則に精通し、技術的専門知識・経験又は資格を有していること(1級・2級土木施工管理技士(2級は土木に限る)または1級・2級建設機械施工管理技士)。
2. 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者を配置すること。
3. 主任技術者と現場代理人は兼ねることができる。

## 第5条 一般事項

1. 受注者は作業に際し、作業前及び作業中に不明な点もしくは指示事項に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。
2. 緊急に対処を要する場合には、電話等で報告し指示を受けるものとする。

## 第6条 作業の対象路線

別紙(2)のとおり。

ただし、必要に応じ、監督職員の指示により対象路線以外での作業が生じる場合もある。

## 第7条 実働日

本業務は通常、土日、祝日を除いた平日(8:30~17:30)とするが、協議の上、別に定める事ができる。なお、監督職員の指示や緊急の必要が生じた場合は、この限りではない。

## 第8条 緊急対応

1. 受注者は、24時間連絡が取れる体制を整え、緊急時には対応しなければならない。
2. 緊急時の体制については、第10条6項に明確に示し、不測の事態において対応できる状況を確保しなければならない。緊急時において、主任技術者及び現場代理人が対応することができない場合は受注者の責においてこれに対応しなければならない。
3. 緊急時に必要な建設機械や車両等について、点検などの理由により対応できない状況を生じさせてはならない。

## 第9条 業務内容

1. 側溝清掃工（組合せ作業）
2. 側溝清掃工（単独作業）
3. 側溝蓋撤去・設置工
4. 回収土砂等の処分
5. 緊急時の現場対応等

(排水設備のカメラ調査、詰まり修繕、事故によるオイル類流出防止等)

## 第10条 提出書類

受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに関係書類を提出しなければならない。

1. 着手届
2. 現場代理人等届  
(資格証明書、実務経験証明書、経歴書及び雇用関係証明書の添付)
3. 保険関係書類の写し
4. 業務計画書
5. 業務工程表
6. 緊急連絡体制表
7. 履行報告書(毎月第1火曜日まで)
8. 業務日誌
9. 写真管理表
10. 完了届
11. 完了図書一式
12. 引渡書及び請求書
13. その他監督職員が必要とするもの

## 第11条 月例調整会議

毎月月の初めに清掃路線決定のための月例調整会議を行うものとする。なお、会議の際に受注者は翌月の清掃計画(案)を提出し監督職員と協議を行い決定する。

## 第12条 部分払い

委託期間中の出来高分について、既済部分検査を行いその都度支払いをすることができる（契約規則の範囲内）。

## 第13条 設計変更

本業務において、設計図書に記載のない工種・作業等及び業務数量に変更が発生した場合、発注者と受注者で協議を行い、設計変更を行うものとする。

## 第14条 委託の検査

1. 受注者は、業務が完了したときは那覇市業務委託契約約款（維持管理）第15条に基づく検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査にあたり以下の書類を作成し、業務完了時に監督員に1部提出するものとする。
  - (1) 委託契約書（写）
  - (2) 実施工程表
  - (3) 業務月報
    - (ア) 業務進捗状況
    - (イ) 実施工程表
    - (ウ) 出来高数量総括表
    - (エ) 出来高数量内訳書
    - (オ) 数量計算書
    - (カ) 業務写真
    - (キ) 処分伝票及び集計表
    - (ク) 交通誘導員伝票
    - (ケ) 業務日誌
  - (4) 各種申請書及び許可証
  - (5) 業務打合せ簿
  - (7) 電子成果品（(ア)～(カ)）をPDFにまとめCD-Rで提出)
  - (8) その他監督員が必要と認めた書類
3. 受注者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならぬ。

## 第15条 週休2日業務について（完全週休2日（土日）I型）

本業務は、受注者が完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）の試行工業務であり、「那覇市土木工事における週休2日試行工事の実施要領」（以下「週休2日試行工事の実施要領」とする）に基づく。

- 1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。  
月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

- 2) 業務着手前に、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで業務計画書に添付するものとする。  
毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。
- 3) 「週休2日補正係数」については、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。月単位の週休2日に満たないものについては、月単位の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。
- 4) なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2に示す補正係数を各経費に乘じる。

#### 【完全週休2日（土日）補正係数】

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合

- ① 労務費 1.02、②共通仮設費率 1.02、③現場管理費率 1.03

#### 【月単位の週休2日補正係数】

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

- ① 労務費 1.02、②共通仮設費率 1.01、③現場管理費率 1.02

- 5) 工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

### 第16条 承諾及び協議事項

本業務に関する受注者からの通知連絡、報告等はすべて監督職員が受けるものとし、承諾事項は監督職員が承諾してその効力を発するものとする。

### 第17条 道路上の事故防止

歩行者及び車両の通行に支障があり、事故発生の恐れのある路線箇所は、事故を未然に防止するよう万全の措置を講じるとともに速やかに監督職員へその旨報告するものとする。

### 第18条 苦情等の報告

作業中、沿道住民より道路に関する苦情、要望等があったときは丁重に対応し監督職員に報告するものとする。

### 第19条 法令等の遵守

受注者は、業務を実施するにあたり、法律及びこれに関する条例・規則等、並びに本市が他の団体と締結している協定等を遵守しなければならない。

### 第20条 道路使用許可

受注者は、作業前に道路交通法第77条により所管の警察署から道路使用許可を受けてから作業を行うものとする。

### 第21条 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該業務の履行にあたって「那覇市発注工事における暴力団員などによる不当助入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項

を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

2. 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うものとする。
3. 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
4. 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うものとする。

#### 第 22 条 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

受注者は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。

#### 第 23 条 保険

賠償責任保険、車両保険、雇用保険、労災保険、法定外労災保険の全てに加入していること。ただし、法定外労災保険は元請、下請け問わず補償できる保険で、かつ当該契約期間において保険の対象とする方式のものとする。

##### (1) 法定外労災補償（建設共済等）

補償限度額 1名につき 2,000 万円以上

##### (2) 請負業者賠償責任保険

補償限度額（対人） 1名につき 5,000 万円以上、1 災害につき 1 億円以上

補償限度額（対物） 1 災害につき 1,000 万円以上、免責金額 10 万円以下

被保険者は発注者、受注業者、下請業者を含む。

健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

#### 第 24 条 協議

本仕様書及び設計図書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うこと。